

## 告 示

### 埼玉県告示第七百四十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年六月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 耀の会

三 代表者の氏名

関 正視

四 主たる事務所の所在地

埼玉県和光市新倉二丁目二十七番二十五―七〇一号

ライオンズマンション和光第五

五 定款に記載された目的

この法人は、次の各号を目的とする。（一）精神障害者の社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動のために必要な援助を行う。（二）精神障害者に対する理解を深めるため、地域社会に根ざした諸活動を行う。（三）精神障害者ならびにその家族が安心して暮らせる社会をめざす。